

令和 7 年 7 月 24 日

目次

※ Ctrlキーを押しながら目次をクリックすると該当箇所を表示します。

開会	1
(1) 大阪市高速電気軌道株式会社の令和 6 年度経営評価（財務運営の実績）について ...	2
(5) 大阪市高速電気軌道株式会社の中期計画の変更について.....	2
(6) 大阪シティバス株式会社の中期計画の変更について	6
(2) 大阪シティバス株式会社の令和 6 年度経営評価（財務運営の実績）について	9
(3) クリアウォーター-OSAKA株式会社の令和 6 年度経営評価（財務運営の実績）について...	13
(7) クリアウォーター-OSAKA株式会社の中期目標及び中期計画の変更について	16
(8) 大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行要綱第 7 条第 6 項に基づく報告について	21
(9) 大阪市の監理対象団体における大阪市退職者の採用等に関する指針を定める規程に基づく役員公募選考結果について	22
(4) 社会福祉法人大阪社会医療センターの令和 6 年度経営評価（財務運営の実績）について	23

開会

【上塚法人担当課長】 定刻になりましたので、第237回大阪市外郭団体評価委員会を始めさせていただきます。

私は、本委員会の事務局を務めております総務局行政部法人担当課長の上塚でございます。

それでは、議題に入りたいと思いますので、以後の議事進行について、小林委員長にお願いいたします。

小林委員長、よろしくお願いいたします。

【小林委員長】 本日は、委員全員にご出席いただき、大阪市外郭団体評価委員会規則第 6 条第 2 項により会議が有効に成立しております。

本日の議題（1）から（4）の外郭団体の令和 6 年度経営評価（財務運営の実績）につ

いて、(5)と(6)の外郭団体の中期計画の変更について、(7)の外郭団体の中期目標及び中期計画の変更について、(8)の大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行要綱第7条第6項に基づく報告について、(9)の大阪市の監理対象団体における大阪市退職者の採用等に関する指針を定める規程に基づく役員公募選考結果については公開で、(10)の社会福祉法人大阪社会医療センターの現状報告については、法人情報ですの
で非公開で行います。

なお、最初の議題については、審議の都合上、議題(1)の「外郭団体の令和6年度経営評価について」と議題(5)の「外郭団体の中期計画の変更について」を併せて審議いたします。

(1) 大阪市高速電気軌道株式会社の令和6年度経営評価（財務運営の実績）について

(5) 大阪市高速電気軌道株式会社の中期計画の変更について

【小林委員長】 それでは、最初の議題について、事務局から説明をお願いいたします。

【上塚法人担当課長】 ご説明いたします。

都市交通局において所管する外郭団体である大阪市高速電気軌道株式会社の令和6年度経営評価（財務運営の実績）について、大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例第7条第4項の規定に基づき諮問いたします。

また、併せて同団体において中期計画が変更され、所管所属である都市交通局からその内容について報告がありましたので、大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行要綱に基づき報告いたします。

なお、同要綱に基づく総務局長の意見はありませんので、よろしくお願いいたします。

また、本中期計画において、事業経営評価に当たっての指標及び目標が定められておりますので、大阪市外郭団体の事業経営の評価等に関する指針を定める規程に基づく指標及び目標の設定につきましても併せてご報告いたします。

内容につきましては所管所属よりご説明させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【小林委員長】 それでは、大阪市高速電気軌道株式会社の令和6年度経営評価について及び中期計画の変更について、所管所属から説明をお願いいたします。

【都市交通局】 おはようございます。都市交通局監理担当課長の岡田と申します。

まずは、Osaka Metroの令和6年度財務運営の実績の結果及び本市の審査の結果からご

説明いたします。

資料は10番の事業経営評価【メトロ】のファイルになります。

それでは、資料の2ページ目の令和6年度事業経営評価をご覧ください。黄色の部分になります。

年度計画達成状況は、営業利益の令和6年度目標値310億円に対しまして、実績値は389億円という結果になりました。これを受けまして、次のオレンジ色の部分、外郭団体の自己評価欄ですが、中期計画の目標達成状況は、アの達成となっております。

当該事業年度の団体の総合的な評価は、営業収益は、鉄道の乗車人員の回復や都市開発の不動産販売により1,798億円。営業利益は、減価償却費の増加等があったものの、運輸収入の増加などにより389億円となり、目標値を達成することができた。

最終目標達成に向けた課題及び次年度以降の取組につきましては、Osaka Metro Group 中期経営計画改訂版を策定し、交通事業の進化を基に、安定的な収支構造への変革に取り組み、非交通事業での事業拡大にも努め、2025年度には、その年度以降の継続的な成長の基盤となり得る規模の営業収益、営業利益の創出力の確立を目指すとしています。

次の青色の部分、専門家の評価欄でございます。

乗車人員増に加え、不動産事業の取組により、昨年度から増益となる389億円の営業利益を出したことは評価したい。効率的運営に取り組み、新規事業の取組を加速し、安定した収益基盤を確立して事業の持続性を高めていただきたいとの評価がなされています。

続きまして、次の緑色の市の審査欄ですが、目標達成状況はアの達成、審査の結果は、運輸収入の増加や都市開発の不動産販売により、前期を上回る営業収益を計上している。減価償却費の増加などの一方、業務の合理化、効率化に取り組んだ結果、目標値を達成しており、団体による自己評価は妥当であるとしております。

最後の紫色の市の評価欄につきましては、安全・安心及び快適性や利便性の向上、効率的な運営の推進に継続的に取り組み、目標値を大きく上回る利益を確保したことを評価する。引き続き、本業である鉄道事業を安定的に運営した上で、中期計画の達成に向けて取り組んでもらいたいとしております。

続きまして、3ページの最終年度の前年度【中期目標の期間を通じた評価】をご覧ください。

上から2段目、オレンジの外郭団体の自己評価欄をご覧ください。

こちらにつきましても、先ほどと同様、目標達成状況はアの達成となっております。団

体の総合的な評価につきましては、コロナウイルスの影響により、営業利益がマイナスとなった時期もあったが、運輸収入の増加や効率的運営により目標値を上回る利益を確保できた。これにより、安全・安心に関する投資を計画どおり実施した。今後も、自主自立の経営の下、持続可能な企業体を確立し、所要の投資額を確保し、目標達成を目指すことが記載されております。

次の専門家の評価欄をご覧ください。

コロナウイルスの影響により運輸収入が大きく減少する時期もあったが、固定費の削減等の効率的運営を推進し、通期では、目標値を守る営業利益を確保しているとされております。

次の黄緑色の市の審査欄も目標達成状況はア、達成とし、コロナウイルスの影響もあったが、効率的な運営に継続的に取り組み、いずれの年度も目標値を大きく上回る営業利益を計上しており、団体による自己評価は妥当としております。

最後の市の評価欄につきましては、2 ページ目でご覧いただいた内容と同内容としております。

続きまして、ファイル変わりました、Osaka Metroの中期計画の変更についてご報告いたします。

資料は20番の中期計画変更【メトロ】の2 ページ目をご覧ください。

今回の変更は、対象事業活動の指標の2 番、エレベーターの設置完了駅数に関する内容となっております。一番下の枠囲み6 番、所管所属の見解をご覧ください。

赤字部分ですが、評価対象期間、令和7 年1 月から12月の間における目標値に変更はないが、団体が別途中期計画内に記載している事業年度、4 月から3 月における目標値、これは参考値でございますけれども、これに変更があったことから、中期計画を変更しております。

変更の詳細でございますが、次の資料の3 ページ、中期計画の概要別紙をご覧ください。

今回の変更は、千日前線の日本橋駅のエレベーターの設置完了時期が、当初予定しておりました令和7 年3 月から令和7 年6 月にずれ込んだことで生じたものです。左側の評価対象期間を暦年とする目標値につきましては、変更後の設置完了時期も変更前と同じく令和7 年中となることから、令和7 年の目標値の4 駅に変更はございません。しかしながら、右側の表、参考値として記載されています年度を基準とする目標値におきましては、当初の完成予定が令和7 年3 月であった日本橋駅は令和6 年度の目標4 駅に含まれており、こ

の実績が3駅となったことで、令和7年度の目標値は6駅から7駅へと変更されたものでございます。

資料2ページ目に戻っていただきまして、所管所属の見解の続きでございます。

変更後の目標値、参考値につきましては、エレベーターの増設箇所に位置した駐輪場の移設協議に時間を要したことからスケジュールを見直したものであり、やむを得ないものであると考えております。

所管局からの説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【小林委員長】 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様方からご意見、ご質問があればお願いいたします。

特にございませんでしょうか。お願いします。

【村田委員】 委員の村田です。よろしくお願いします。

全体的なところで異議を申し上げることではないんですけれども、参考までにちょっと教えていただきたいんですけども、令和6年度の事業計画に比べますと、売上げはかなり少なかったというふうに見受けられるんですけど、計画では1,800億の収益になっていたと思うんですけども、見ている資料が違いますかね。私が見てるのが、令和6年の報告、第41号、法人の経営状況を説明する資料なんです。

【都市交通局】 令和6年度予算の1,840億のところ。

【村田委員】 はい、そうです。これに比べて、実績は50億ぐらい少ない実績になっていると思うんですけども、この要因というのはどういったところが分析されるのでしょうか。

【大阪高速電気軌道株式会社】 経常収益の減少のところですが、主にマーケティング生活支援サービスというところで、レストラン、カフェ等の事業拡大等を望んでいたんですが、その部分が未達というところと、あとは分譲マンションの引き渡しが増年度にずれたという形で、令和7年度にずれたというのが影響としては大きいと考えています。

【村田委員】 分かりました。そうすると、この不動産事業の収益が営業利益に与えるインパクトというのは1割はいかないような状況なんですかね、実績として。

【大阪高速電気軌道株式会社】 1割いかない形です。

【村田委員】 令和7年度においても同じような状況？

【大阪高速電気軌道株式会社】 分譲マンションの一部引渡しもございますので、大きくは拡大しない、全体に与える影響はそんなにないと考えています。

【村田委員】 そしたら、今の令和7年度の目標は、主として鉄道事業のほうで、目標値

410億円の9割ぐらいは鉄道事業で稼ぐと。

【大阪高速電気軌道株式会社】 万博等もございますので、運輸収入のところで稼ぐ形です。

【村田委員】 これは、やっぱり万博の効果で令和7年度が突出して増えるという見込みですか。

【大阪高速電気軌道株式会社】 増える要因としては、インバウンド需要の回復も入ってございますが、万博の影響が令和7年度は大きいと考えております。

【村田委員】 分かりました。ありがとうございます。

【小林委員長】 ほかはございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【小林委員長】 それでは、大阪市高速電気軌道株式会社の令和6年度経営評価及び中期計画の変更に対する質疑応答については以上で終了いたします。ありがとうございました。

では、答申及び意見の取りまとめですが、答申としては妥当、意見については特にないということによろしいでしょうか。よろしくお願いします。

(6) 大阪シティバス株式会社の中期計画の変更について

【小林委員長】 それでは、続いての議題ですが、審議の都合上、順番を入れ替えて、(6)の「大阪シティバス株式会社の中期計画の変更について」を次の議題とします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

【上塚法人担当課長】 ご説明いたします。

大阪シティバス株式会社において中期計画が変更され、所管所属である都市交通局からその内容について報告がありましたので、大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行要綱に基づき報告いたします。

なお、同要綱に基づく総務局長の意見はありませんので、よろしくお願いいたします。

また、本中期計画において、事業経営評価に当たっての指標及び目標が定められておりますので、大阪市外郭団体の事業経営の評価等に関する指針を定める規程に基づく指標及び目標の設定につきましても併せてご報告いたします。

内容につきましては所管所属よりご説明させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【小林委員長】 それでは、大阪シティバス株式会社の中期計画の変更について、所管所

属から説明をお願いいたします。

【都市交通局】 引き続き、大阪市シティバスの中期計画の変更についてご説明いたします。

資料は、30番の中期計画変更【バス】のファイルをご覧ください。

資料の2ページ目、中期計画の概要により、変更内容を説明いたします。

下から2つ目の枠囲みの5番、各事業年度の財務運営についての目標をご覧ください。
こちらの指標、営業利益の令和7年度の目標値について、4億円から0.3億円と下方修正を行っております。

見直しの内容につきましては、1つ下の段、6番、所管所属の見解をご覧ください。

末尾の赤字部分になりますが、この変更は、前回計画策定時点、これは令和6年8月になりますけれども、その時点からの費用の増、人件費や賃借料等を反映したものとなっております。まず、人件費につきましては、本年4月から1万円のベースアップが実施されておりますが、その影響などを見込み、増額となっております。また、賃借料につきましては、現在、大阪・関西万博の来場者輸送で使用されているEVバスを路線バスに導入するに当たって増額となる車両のリース料、また路線バスの小型化の実証実験に要する小型化車両のリース料などを反映し、増額が見込まれております。

EVバスにつきましては、ディーゼル車両に比べまして航続距離が短く、また、充電に時間を要することなどにより、運行に当たって、ディーゼル車両より多くの台数を必要とすることで、リース料が増大すると聞いております。これらの費用の増加により、令和7年度の目標値を3.7億円減額することとなっております。

所管所属の見解でございます。この変更につきまして、当局としましては、変更後の目標値は、前回計画策定時点からの費用増を反映したもので、目標値としては妥当な数値であると考えております。

説明は以上となります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【小林委員長】 ありがとうございました。

それでは、委員の皆様方からご意見、ご質問等があればお願いいたします。

【植村委員】 バスのEVバスへの置き換えを進められていて、利益が当初の計画よりも減っているというご説明で、恐らくまだ100%のバスが入れ替えられたわけではないと思うのですが、これが100%入れ替えられた場合は、さらに負担は大きくなるのでしょうか。

【都市交通局】 100%に近づいていくと、やはり費用の面では増大していくという傾向に

なると思います。

【植村委員】 令和6年から令和7年の営業利益の下がり幅がかなり大きいので、これがさらに下がってしまうと、EVバスが理想とするところというのは理解できるんですけども、経営的に難しくなってしまう可能性もあるかなと思うのですが、その辺りはご検討を進めていただいているということによろしいでしょうか。

【都市交通局】 先ほども申し上げていますとおり、EV車は、いわゆる1回当たりの充電で走れる距離が短いでありますとか、充電に時間を要するなど、いろいろ課題もあります。そのため、費用が増大するということがございます。しかしながら、やはり脱炭素社会、それを実現するということは国を挙げての取組でございまして、他社でも進められているところでございます。

やはり、CO₂を排出する企業として、その削減に積極的に取り組んでいただくということは必要だと思っております。費用の面ではしんどくなるということはありますので、その反面、あらゆる手段を尽くして収入のほうの確保に努めていただきたいと所管局としては思っております。

以上です。

【植村委員】 ありがとうございます。

【梨岡委員】 一番お聞きしたかったことは、今植村先生がおっしゃったところですが、これでEV化するに当たり、結構費用もかかっていき、その分はもう織り込み済みということで、今最後におっしゃった収入のほうも増やすというお話でした。具体的にはどのようなことを検討されていて、大体何年ぐらい、この利益的には苦しいということを見込まれているのかを参考までに教えていただければと思います。

【都市交通局】 収入につきましては、まず路線バスのほうでいろいろ需要喚起策を会社のほうでも考えておられます。いろんな広報を活用したり、新たに、路線バス以外でも貸切バス事業というものもやっていますので、そちらの拡充を進めていきたいと会社のほうで考えておりますので、その辺、具体的な数字までは今、この時点で申し上げることはできませんけれども、積極的な取組を会社のほうにしていきたいと所管局としては思っているところです。

【梨岡委員】 分かりました。利用者の増とまた違う、今提供しているサービスと違うサービスを増やしていくということですね。

【都市交通局】 路線バスにあっては利用者の増ですね。貸切バスというのは、従来から

大阪シティバスのほうでされておりまして、その拡充と、地域路線の拡大などについて取り組まれておりますので、その成果を期待しているというところです。

【梨岡委員】 ありがとうございます。

【小林委員長】 ほかはいかがでしょうか。

【上崎委員】 委員の上崎と申します。

今のご質問の恐らく延長線上にあるかと思うんですけれども、恐らく、バス単体で黒字を計上するというのはなかなか難しいところはあるのかなという気はしております。ただ、関西でM a a S の取組を進めようとしておりますので、やっぱりMetroを通した支援とか、Metroと連携した支援、あるいは逆にMetroのほうにバスに対する支援を次の目標に組み込んでいただいたりとかということは難しいですか。

【都市交通局】 民営化したときから、Osaka Metroと大阪シティバスは、それぞれ別個の会社で独立採算というのを基本にやっていくというような大きな原則はあります。ただ、グループ会社ではありますので、直接的には金銭支援ではないかもしれませんが、例えば、各々が開発しているシステム関係のところで何か共通化できないかというようなところがあるのかもしれないです。その辺はグループとして考えていただくよう、所管局としても要請はしていきたいとは思っております。

【上崎委員】 よろしく願いいたします。

【小林委員長】 ほかはよろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【小林委員長】 それでは、大阪シティバス株式会社の中期計画の変更に対する質疑応答については以上で終了いたします。

意見については、次の議題と合わせて取りまとめを行いたいと思います。

(2) 大阪シティバス株式会社の令和6年度経営評価（財務運営の実績）について

【小林委員長】 それでは、続いての議題について、事務局から説明をお願いいたします。

【上塚法人担当課長】 ご説明いたします。

都市交通局において所管する外郭団体である大阪シティバス株式会社の令和6年度経営評価（財務運営の実績）について、大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例第7条第4項の規定に基づき諮問いたします。

内容につきましては所管所属からご説明させていただきたいと思いますので、よろしく

お願いいたします。

【小林委員長】 それでは、大阪シティバス株式会社の令和6年度経営評価について、所管所属から説明をお願いします。

【都市交通局】 それでは、大阪シティバスの令和6年度の財務運営の実績の結果及び本市の審査の結果についてご説明いたします。

資料は40番の事業経営評価、バスのファイルになります。

それでは、資料の2ページ目の令和6年度の事業経営評価をご覧ください。黄色の部分になります。

年度計画達成状況は、営業利益の令和6年度目標値3億円に対しまして、実績値は2.6億円という結果になりました。

これを受けまして、次のオレンジ色の部分、外郭団体の自己評価欄ですが、中期計画の目標達成状況は、イの未達成となっております。当該事業年度の団体の総合的な評価は、運輸収入や受託収入の増加により、前期比で13.7億円増の148.3億円となったものの、コロナ禍前の水準まで乗車人員が回復せず、計画を下回っている。営業費用は、コスト削減等に取り組んだものの、人員増による人件費の増加や燃料費の上昇などにより、前期比で14.7億円増の145.7億円。結果、営業損益は2.6億円の黒字となったが、目標値には及ばなかったとされております。

最終目標達成に向けた課題及び次年度以降の取組につきましては、バス利用者の漸減傾向、運転士不足など、厳しい事業環境にあるが、安全・安心なバスサービスの実現のため、安全風土・文化の構築に取り組んでいく。新たな需要喚起策の実施や、新規事業として様々なバスサービスを展開し、持続可能な企業体への変革に取り組んでいくとされています。

次の青色の専門家の評価欄でございます。経営状況を含む上記自己評価については妥当であるとの評価がなされています。

続きまして、次の緑色の市の審査欄ですが、目標達成状況はイの未達成、審査の結果は、運輸収入や受託収入の増加により営業収益は前期を上回ったものの、目標値の算出根拠としたコロナウイルス流行前の水準まで乗車人員が回復せず、目標値の営業利益3億円に対して、結果は2.6億円と未達、団体による自己評価は妥当であるとしております。

なお、先ほど1つ前の議題での報告のとおり、令和7年度の計画については、既に団体自ら令和6年度の実績を踏まえて目標値を変更しており、さらなる見直しは不要と考えております。

最後の紫色の市の評価欄につきましては、黒字を計上したものの、目標値には届かなかった。目標の未達は、路線バス乗車人員の需要回復が鈍化しており、運輸収入が想定を下回ったことにある。今後も厳しい経営環境が続くが、新たな需要喚起策、新規事業等を展開するなど、グループ親会社であるOsaka Metroともよく連携の上、中期計画の達成に向けて取り組んでもらいたいとしております。

続きまして、3ページの最終年度の前年度【中期目標の期間を通じた評価】をご覧ください。

上から2段目、オレンジ色の外郭団体の自己評価欄をご覧ください。こちらにつきましても、先ほどと同様、目標達成状況はイの未達成となっております。

団体の総合的な評価につきましては、目標期間の当初はコロナウイルスの影響により赤字となっていたが、乗車人員の回復に伴って令和4年度以降は黒字を計上している。しかし、令和5年度以降、物価高騰や人件費の増加などにより営業費用が増加していることに加え、万博関連輸送の業務量減などの要因が重なり、目標値に届かず未達成となっている。最終年度においては、収益率強化に向けた新たなバスサービスの導入など、増収対策に取り組む、計画達成に努めてまいりたいと記載されております。

次の専門家の評価欄では、自己評価は妥当とされております。

次の黄緑色の市の審査欄も、これまでと同様、目標達成状況はイの未達成としております。コロナウイルスの流行によりバスの運輸収入が大きく落ち込み、令和2年度、3年度は赤字決算となっていたが、令和4年度からは黒字に転換した。しかし、物価高騰による物件費の増加、人件費の増加などにより営業費用は増加傾向にあり、厳しい経営環境にある。加えて、令和5年度は万博建設作業員輸送の業務量の減、令和6年度はバス乗車人員の需要回復の鈍化により営業収益が想定を下回ったことにより目標値に届かず、団体による自己評価は妥当であるとしております。なお、令和7年度の計画については、先ほどと同様に、さらなる見直しは不要と考えております。

最後の市の評価欄につきましては、2ページ目でご覧いただいた内容と同内容としております。

所管局からの説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【小林委員長】 ありがとうございました。

それでは、委員の皆様方からご意見、ご質問等があればお願いいたします。

【村田委員】 委員の村田です。

ちょっと細かい点なんですけれども、教えてください。

1 ページ目の外郭団体の自己評価のところで、コストの面で人員増による人件費の増加と記載がありまして、その後、2 ページ目の自己評価のところは人件費の増加ですね。市の審査は人件費の増加というふうになっておりますけれども、これ、具体的には、運転士の採用のためにコストがかかっているとか、あと働き方改革とか労働条件の改善ということが書いてあるので、賃金の上昇がメインなのかなと思ったんですけれども、やはり人員も増加しているのでしょうか。

【都市交通局】 おっしゃるとおり、人員のほうも増加してまして、バスの運転士のほう、安定的な運行ということで拡充しています。

昨年度、2024年問題とされたんですけれども、バスの運転士等の働き方改革の関係、労働時間等の改正もあったということで、その対応するための人員増などもしているということで、賃金の増と人員の増と両方の要素がございます。

【村田委員】 この人員の増加というのは、万博の輸送のものとかいうわけではなくて、従来の路線での人員の増加が必要だったということでしょうか。

【大阪シティバス株式会社】 大阪シティバスの経理部長、太田と申します。よろしくお願いいたします。

人員の増に関しましては、万博の来場者を輸送させていただいております分に関しましては、本年1月から順次採用といいますか、Osaka Metroのほうから出向という形になっておりますので、令和6年度に関しましては少しだけ影響があるというような状況でございます。令和7年、今年度に関しまして、大きく増となっているという形になります。

【村田委員】 その令和7年度から始まった万博に関する人員増の分は、コストに見合う収益というのは確保できる見込みでしょうか。

【大阪シティバス株式会社】 そうですね、確保させていただくということで契約させていただいております。

【村田委員】 その後、万博が終わった後は、その方たちは通常の路線バスのほうに戻るのか、一時的な雇用なのか、どういう状況でしょうか。

【大阪シティバス株式会社】 Osaka Metroさんのほうで採用しておりまして、グループの中でどのように処遇していくかというのは今後決定されていくんですけども、一部の方は大阪シティバスへ移っていただいて、路線バスの担当をしていただくということも想定しております。

【村田委員】 はい、分かりました。ありがとうございます。

【小林委員長】 ほかはいかがでしょうか。特にございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【小林委員長】 それでは、大阪シティバス株式会社の令和6年度経営評価に対する質疑応答については以上で終了いたします。ありがとうございました。

【小林委員長】 答申及び意見の取りまとめですが、妥当ということよろしいでしょうか。

お願いします。

【上塚法人担当課長】 ありがとうございます。

(3) クリアウォーター-OSAKA株式会社の令和6年度経営評価（財務運営の実績）について

【小林委員長】 それでは、続いての議題について、事務局から説明をお願いいたします。

【上塚法人担当課長】 ご説明いたします。

建設局において所管する外郭団体であるクリアウォーターOSAKA株式会社の令和6年度経営評価（財務運営の実績）について、大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例第7条第4項の規定に基づき、諮問いたします。

内容につきましては所管所属からご説明させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【小林委員長】 それでは、クリアウォーターOSAKA株式会社の令和6年度経営評価について、所管所属から説明をお願いいたします。

【建設局】 建設局下水道部下水道管理担当課長の山本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

クリアウォーターOSAKA株式会社、以降CWOと表現させていただきまして、令和6年度の財務運営の実績に関する事業経営評価につきましてご説明いたします。

まず、資料様式3をご覧ください。年度計画の達成状況でございますが、CWOは、財務運営の指標として2つ設定してございます。

まず、指標Ⅰを広域事業の売上高としておりまして、令和6年度は目標値5億2,000万円に対しまして5億3,300万円となり、目標を上回ってございます。

次に、指標Ⅱを税引前当期純利益としておりまして、令和6年度は目標値8,500万円に対し、実績値2億5,300万円となり、目標を上回っております。

その結果に対します外郭団体の自己評価でございますが、中期計画に対する目標達成状況はアの達成としております。

これについての外郭団体の自己評価欄をご覧ください。令和6年度決算におきましては、指標Ⅰにつきまして、国を中心としたウォーターPPPの動きを好機と捉えまして、全国の自治体に向けた営業活動の強化と広域化に努めた結果、新たな契約獲得により、売上高が目標を1,300万円上回りました。

指標Ⅱにつきましては、広域事業の売上げ増のほか、本市包括委託業務におきまして、令和7年1月に発生した八潮市での下水道施設の破損を起因とした道路陥没事故を受けまして、当該団体において緊急点検や空洞調査の業務を追加で受注したこと等によりまして受託量が増加したため売上高は増加し、目標値を1億6,800万円上回りました。

なお、業務執行に当たりましては、幹部社員が参画する包括事業進捗会議等によりまして、適切な工事の執行と細やかなコスト管理にも努めております。

次に、当該団体の課題及び課題解消に向けた次年度以降の取組についてでございます。広域企業におきましては、令和6年度に既存の契約内容の改善点を契約相手方と協議して見直しまして、令和7年度の契約に反映していくとしております。また、各都市へ営業活動を展開しまして、各都市からの要請に応え、新規業務の獲得を目指すとしてございます。

本市包括委託業務につきましては、引き続き徹底した執行管理に努めるとともに、維持管理を起点に、老朽化施設の改築・修繕工事への対応を加速し、効率的に推進すること等によって業務領域の拡大を目指すとしております。また、本市包括委託業務へのウォーターPPPの更新支援型の導入に際しまして、4月に総務局長同意を得ました。現在、契約事務手続を進めているところではありますが、これに伴いまして売上高に変更が生じるため、中期計画を変更いたします。また、これに併せまして、広域事業の令和6年度実績を踏まえた売上高及び受託件数、これも見直すことといたします。

次に、専門家の評価でございますが、CWOの監査役であります公認会計士から、経営が健全に行われているとの評価を受けてございます。

次に、市の審査でございますが、中期計画の目標達成状況はアの達成としてございます。その審査結果でございますが、団体の自己評価にもありますとおり、指標Ⅰ、指標Ⅱ共に目標値を達成したことにより、団体の評価は妥当であると判断してございます。

次に、市の評価でございます。事業活動を安定的かつ継続的に行っていくために、団体の自己評価にある次年度以降の取組を実施するとともに、広域事業における収益構造の改

善に取り組み、引き続き経営基盤の強化に努められたい。その上で、国が示すウォーター P P P の導入に向けた各自治体のニーズに応え、令和 9 年度以降に目標とする広域事業の売上高10億円、こちらの達成を目指されたいとしてございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【小林委員長】 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様方からご意見、ご質問等があればお願いいたします。

【梨岡委員】 ありがとうございます。質問 1 件なんですけれども、先ほど追加業務としてあった八潮市の事故を受けての点検というのは、これは大体どのぐらいのお値段だったのでしょうか。というのは、利益のほうはかなり大きくなっているんで、これがどれぐらいそこに寄与しているのかなと思ひまして。

【建設局】 全体の中でいきますと、1 億円程度という形になります。

【梨岡委員】 今回の利益がかなり大きくなったのはこれの影響というわけではないのでしょうか。

【建設局】 こちらも、売上高が当然 1 億円上がっているということで、主たる要因になってございます。このほか、今、大阪・関西万博が開催しております。それに合わせまして、ミャクミャクのマンホール蓋であつたりとか、実際に万博会場の中でマンホール蓋の封印作業とかいろいろしておるんですけれども、そういったことに大体 1 億円ぐらいかかっておりまして、そういったものが売上高に上がったということで、それが純利益のほうに反映したという要因になってございます。

【梨岡委員】 ありがとうございます。売上高の大きくなった額よりも利益率の大きくなった額がかなり大きかったんで、そこがちょっと何なのか気になったんです。ありがとうございます。

【小林委員長】 ほかはいかがでしょうか。

【植村委員】 八潮市の話と関連するんですけれども、最近、水道管の事故は全国的にニュースで非常に上がっているんで、注目度が高くなってきているかと思うのですが、こういった臨時対応が必要になる業務は、近年増えているのか、今後の見通しであつたりとか、そういったところをお聞かせいただけますでしょうか。

【建設局】 建設局下水道部調整課長の原田です。よろしくお願いいたします。

今、八潮の件を受けまして、昨年度でいきますと緊急点検ということで、これは国の要請がありまして、本市でも独自にそれに準じる形ということでさせていただきました。

通常の老朽化に伴うそういう不具合に対しての点検であるとか修繕であるとか、こういったところは一定業務の中で盛り込んでおる形で、計画的に進めていくという形にしておりますので、八潮市の事故を受けて、何か急激に増えていくというものではないかなと思っています。ただ、やはり年々老朽化は進んでいきますので、そういった修繕であるとか、そういったリスクというのは高まっていきますので、その辺りは今後の動向を見ながら対応していく。

今、八潮市を受けまして、国のほうから今年度も重点調査ということで、点検に加えて調査は引き続きやっております。これにつきましても、国のほうから、これは追加で強制的にやりなさいと来ていますので、国費がつくような形で対応しています。その辺りは今年度増要素という形で対応させていただきます。

以上でございます。

【植村委員】 ありがとうございます。

【上崎委員】 委員の上崎と申します。

様式3の資料を拝見してご質問させていただくんですけども、確かに売上げが伸びて、最終的な利益も伸びているのかなと思うんですけども、ただ、売上げの伸びた分の足し算ほどは利益は伸びていないということは、費用も増えているものと思われるんですけども、その費用の増加に関しては懸念されるほどではなくて、売上げというか、事業の増加に伴うような費用の増加というふうに理解してもよろしいでしょうか。

【建設局】 委員おっしゃるとおりでございます。

【上崎委員】 分かりました。

【小林委員長】 ほかはよろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【小林委員長】 それでは、クリアウォーターOSAKA株式会社の令和6年度経営評価に対する質疑応答については以上で終了します。

答申については、順番を入れ替えて、(7)のクリアウォーターOSAKA株式会社の中期目標及び中期計画の変更についてを次の議題とし、合わせて取りまとめを行いたと思います。

(7) クリアウォーターOSAKA株式会社の中期目標及び中期計画の変更について

【小林委員長】 それでは、続いての議題について、事務局から説明をお願いいたします。

【上塚法人担当課長】 ご説明いたします。

建設局において所管する外郭団体であるクリアウォーターOSAKA株式会社が達成すべき中期目標を変更するに当たりまして、大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行要綱に基づき諮問いたしますとともに、本中期目標を変更することを前提としてクリアウォーターOSAKA株式会社において中期計画が変更され、所管所属からその内容について報告がありましたので、同要綱に基づき、報告いたします。

なお、同要綱に基づく総務局長の意見はありませんので、よろしくお願いいたします。

また、本中期計画において、事業経営評価に当たっての指標及び目標が定められておりますので、大阪市外郭団体の事業経営の評価等に関する指針を定める規程に基づく指標及び目標の設定につきましても併せてご報告いたします。

内容につきましては所管所属よりご説明させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【小林委員長】 それでは、クリアウォーターOSAKA株式会社の中期目標及び中期計画の変更について、所管所属から説明をお願いします。

【建設局】 引き続き、山本よりご説明いたします。

中期目標及び中期計画の変更につきまして、お手元の資料に沿ってご説明いたします。

まずは中期目標の変更でございます。お手元の資料、クリアウォーターOSAKA株式会社が達成すべき事業経営に関する目標の変更についてをご覧ください。

1、変更概要でございます。

本市包括委託業務へのウォーターPPPの更新支援型の導入に際しまして、4月に総務局長同意を得ました。現在、契約事務手続を進めているところではありますが、これに伴いまして売上高に変更が生じるため、中期計画を変更いたします。また、これに併せ、広域事業の令和6年度実績を踏まえ、売上高及び受託件数を見直すことといたします。

次に、変更内容でございます。

(1) 広域事業の売上高の目標につきましては、現行では令和8年度末に6億円のところ、6億5,000万円に変更いたします。

(2) 広域事業の受託件数の目標につきましては、現行では令和6年度以降、中期目標期間中に累計129件のところ、143件に変更いたします。変更理由につきましては、令和6年度実績では、各自治体でウォーターPPP導入の動きが高まっており、受託件数を確保したこと、また、今後も需要が見込まれることから目標値を変更いたします。

中期目標の変更につきまして、説明は以上でございます。

次に、CWOが作成しました中期計画の変更につきましてご説明させていただきます。

お手元の資料、クリアウォーターOSAKA株式会社が達成すべき事業経営に関する中期計画の変更について、こちらをご覧ください。

1、変更概要でございます。

さきの財務運営の実績に関する事業経営評価でご説明しましたとおり、本市包括維持管理にウォーターPPPの更新支援型を導入することによる売上高の修正、また令和6年度実績を踏まえた広域事業の受託件数と売上高の目標値の修正、これらを踏まえまして、税引前当期純利益の目標値を修正いたします。

2、変更内容をご覧ください。

(1)の広域事業の受託件数につきまして、令和7年の目標値、現行が43件のところ、46件、令和8年の目標値、現行が46件のところ、51件に変更いたします。変更理由といたしましては、各自治体でウォーターPPP導入の動きが高まっており、令和6年は目標値40件に対しまして46件と、目標値を上回る受託件数を確保できたこと。また、令和7年以降も引き続き需要が見込まれることから、目標値を変更することとしてございます。

次に、(2)の広域事業の売上高につきましては、令和7年度の目標値、現行が5億6,000万円のところを6億円、令和8年度の目標値、現行が6億円のところを6億5,000万円に変更いたします。

変更理由につきましては、(1)広域事業の受託件数の目標値の変更に伴い、売上高も増となるため変更するとしてございます。

次に、3の中期計画の財務運営の目標についての本文に、「なお、令和5年に国が定めたウォーターPPP制度に基づき、令和7年度からウォーターPPP（更新支援型）を導入することとなった大阪市の包括維持管理業務においては、維持管理と改築更新を一体にマネジメントすることで、下水道事業の更なる効率的な運営に貢献していく」ということを追記してございます。

続きまして、(4)の税引前当期純利益につきましては、令和7年度の目標値、現行が3,400万円のところ、4,400万円、令和8年度の目標値、現行が1億7,100万円のところ、1億4,600万円にそれぞれ変更してございます。

次のページに現行と変更後の各年度の損益計算書を掲載しておりますので、参考にご覧ください。

変更理由につきましては、本市包括維持管理業務へのウォーター P P P の更新支援型の導入に伴うこと。また、令和 6 年度実績を踏まえまして見直した結果、①の売上高の増、②の売上原価の増、③販売費及び一般管理費の減に変更が生じたので、税引前当期純利益の目標値を変更いたします。

なお、事前にご質問いただいております③の販売費及び一般管理費の減の 2 ポツ目のところの I T 関係の稼働時期の延期、こちらの具体的な説明につきましてご説明いたします。

業務の効率化に向けた新技術導入として、管路の A I 診断システム、こちらの費用を計上しておりましたが、技術的な課題も多く、なかなかその業務を令和 7 年、令和 8 年にすることが難しいというところで、令和 9 年度以降の導入を検討することになったものでございます。

最後に、お手元の資料、中期計画の概要、こちらをご覧ください。6、所管所属の見解についてご説明いたします。

事業運営の指標として、下水道事業の貢献、発展という目標に対する活動を客観的に評価できるとともに、経営基盤を確保する観点から、売上高に直結する指標として、令和 6 年から広域事業の受託件数を目標として設定しており、当該団体の目標は妥当なものであります。

財務運営の指標としまして、令和 7 年度からは本市包括委託においてウォーター P P P の更新支援型を導入し、維持管理と改築・更新を一体的にマネジメントすることで、下水道事業のさらなる効率的な運営に貢献していくとしており、目標に反映してございます。

また、全国でのウォーター P P P 導入の機運が高まっている状況を踏まえまして、経営基盤を確保する観点から、広域事業の売上高及び税引前当期純利益を確保することにより事業活動の遂行が可能となると考えられることから、当該団体の目標は妥当なものであります。

説明については以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【小林委員長】 ありがとうございました。

それでは、委員の皆様方からご意見、ご質問等があればお願いいたします。お願いします。

【村田委員】 委員の村田です。よろしくお願いいたします。

粗利の減少の分析として、3 ページ目の補足のところに、従来の外注費の見直しで再計

算した場合、外注費は増えているということと、新規業務の追加による外注費の合計額が今回の売上高の増を上回ったというふうにありますけれども、これは、従来の外注費を見直して増えたので粗利が減ったということは分かるんですけども、新規の業務追加に伴う外注費の、というところは、新規業務の利益率というのが既存の事業よりも低かったためにさらに粗利が減ったというふうに考えたらよろしいでしょうか。

【建設局】　そうですね、利益率のところを特段比較して反映しているものではございません。内容としましては、市の包括委託、売上高の増のところの原因にもなっております当該委託におけるウォーターP P P導入関連の増であるとか、あと広域事業の売上高も増になりますので、その増要素がこちらに跳ね返っているという状況になります。やはり、工事を外注しますので、そちらの労務費であるとか、資材も高騰しておりますので、例えば下水管を敷設するとなったら、その下水管の資材価格もかなり跳ね上がっておりますので、そういったところが影響しているというものでございます。

【村田委員】　そうすると、新規業務のところで粗利が取れていないという状況ではないということですね。しっかり新規業務についても粗利が取れた上で既存のコストも上がっているんで、全体としては粗利は低下すると、そういうふうな理解でよろしいでしょうか。

【建設局】　そうですね、そのところにも書かれているとおり、売上高は増するんですけども、その売上原価が単年度、令和7と令和8、計画比でいきますと、外注費が増えた分、令和7年度でいきますと、計画比で3,200万円それぞれ増えておりますので、そういったところが影響してございます。

【建設局】　ちょっと補足します。

新規事業につきまして、クリアウォーターのほうから、さらに外注する内容と直営でやる内容と、これは新規業務である、基本業務であると、そういうふうな仕分になりまして、特に外注する部分につきましては、資材価格の高騰、物価高騰、こういったところの影響が大きく出ていますので、やはりちょっと利益が下がるという傾向にはあるかなと思うんです。ですので、新規業務と今の業務というわけではなくて、さらに外注する部分、直営のできる部分、こういったところでちょっと利益率が変わっている。トータルで見ていると、そういう理解でいいかなと思っています。

【村田委員】　分かりました。ありがとうございます。

【小林委員長】　ほかはいかがでしょうか。ございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

【小林委員長】 それでは、クリアウォーターOSAKA株式会社の中期目標及び中期計画の変更に対する変更についての質疑については以上で終了いたします。ありがとうございました。

【小林委員長】 では、答申及び意見の取りまとめですが、妥当ということによろしいでしょうか。

【上塚法人担当課長】 ありがとうございます。

(8) 大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行要綱第7条第6項に基づく報告について

【小林委員長】 それでは、続いての議題ですが、審議の都合上、順番を入れ替えて、(8)「大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行要綱第7条第6項に基づく報告について」を次の議題とします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

【上塚法人担当課長】 ご説明いたします。

総務局長が所管所属長から報告を受けた事項について、大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行要綱第7条第6項に基づき、その内容を報告させていただきます。

内容につきましては法人担当課長代理の藤井からご説明いたします。

【藤井法人担当課長代理】 それでは説明いたします。

資料なんですけども、70番の協議事項等報告資料のファイルをご覧ください。

大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行要綱第7条第4項に基づき、外郭団体等の事業経営に対する影響力の強化に該当しない本市の関与の内容の変更として、本市の監理対象出資法人である公立大学法人大阪における出資（増資）の報告があったものです。

ではまず、本件出資の経過をご説明いたします。

本件団体である大阪公立大学は、旧大阪市立大学と旧大阪府立大学の学部を再編統合して令和4年に新たに開学するに当たり、大阪府、大阪市、本件団体の3者で策定した新大学基本構想の方向性を踏まえ、キャンパス整備に関しては森之宮にメインキャンパスを新設し、旧大阪市立大学、旧大阪府立大学の同種分野の学部を統一キャンパスで教育を行うための集約化を優先的に進めてきたところです。

新設するメインキャンパスは、全学部の学生が一堂に集い、基幹教育を提供する施設の役割だけでなく、大阪の都市課題の解決や成長に貢献していくために必要な機能である都市シンクタンク機能や技術インキュベーション機能の拠点を備える都市メインキャンパスとする必要があるため、森之宮にある市有地を新たに現物出資することとなりました。

大阪府、大阪市の出資に係る負担につきましては、令和3年3月30日付で締結した新大学の森之宮キャンパスにかかる土地に関する協定書に基づき、キャンパス整備のための用地費について大阪府、大阪市折半とし、共有持ち分とするために、本市から大阪府へ、本件土地の持ち分2分の1の売却手続を行った上で大阪府市同時に本件団体への出資を行ったものです。

なお、本件の報告は、先ほどお伝えしたとおり、新大学基本構想の方向性を踏まえた森之宮キャンパスの新設整備に係る現物出資であり、大阪府、大阪市の負担について取決めがあること、また令和7年2月の市会の議決を経て実施され、大阪府からも同時期に同額の出資が行われていることから、本件団体に対する関与の目的に応じた必要かつ最小限の関与であり、大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例第3条第2項の規定の趣旨に則ったものと認められるため、総務局長の意見はなしとしたものです。

ご報告は以上です。

【小林委員長】 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様方からご意見、ご質問等があればお願いいたします。

特にございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【小林委員長】 そうしましたら、意見については特にございません。

【上塚法人担当課長】 ありがとうございます。

(9) 大阪市の監理対象団体における大阪市退職者の採用等に関する指針を定める規程に基づく役員公募選考結果について

【小林委員長】 それでは、続いての議題ですが、審議の都合上、順番を入れ替えて、(9)の「大阪市の監理対象団体における大阪市退職者の採用等に関する指針を定める規程に基づく役員公募選考結果について」を次の議題とします。

それでは事務局から説明をお願いします。

【上塚法人担当課長】 ご説明いたします。

今年度改選された団体の役員の採用に当たり実施された公募選考の結果について、前回ご報告したものの以降で報告があった内容を取りまとめましたので、ご報告させていただきます。

詳細につきましては、法人担当課長代理の藤井からご説明させていただきます。

【藤井法人担当課長代理】 それでは説明いたします。

資料80番、役員公募結果一覧のファイルをご覧ください。

まず、1 ページ目なんですけれども、前回の委員会で報告できませんでした大阪シティバスの代表取締役社長についての公募選考結果です。こちらの資料、選考委員会の構成、応募者数、選考過程と最終合格者の退職時補職を記載しております。

2 ページ目以降は、役員公募選考手続報告書となっております。3、4 ページ目は選考基準、5 ページ目が公募者の評価点数となっております。

事務局といたしましては、適正に選考がなされたと考えております。

退職者指針規程第3条第8項により、評価委員会は、当該監理対象団体における本市退職者に関する本市の関係の適正性を確保するために必要があると認めるときは、当該報告の内容について調査、審議し、意見を述べるものとするとなっておりますので、評価委員会としてご意見等がございましたらよろしくお願いいたします。

ご説明は以上です。

【小林委員長】 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様方からご意見、ご質問等があればお願いいたします。

特にございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【小林委員長】 では、意見については特にございません。

【上塚法人担当課長】 ありがとうございます。

(4) 社会福祉法人大阪社会医療センターの令和6年度経営評価（財務運営の実績）について

【小林委員長】 それでは、続いての議題について、事務局から説明をお願いいたします。

【上塚法人担当課長】 ご説明いたします。

福祉局において所管する外郭団体である社会福祉法人大阪社会医療センターの令和6年度経営評価（財務運営の実績）について、大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例第7条第4項の規定に基づき、諮問いたします。

内容につきましては所管所属からご説明させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【小林委員長】 それでは、社会福祉法人大阪社会医療センターの令和6年度経営評価について、所管所属から説明をお願いいたします。

【福祉局】 福祉局生活困窮者自立支援室長の笹部でございます。日頃は、本市の福祉行政にご理解とご協力を頂きましてありがとうございます。

これから、福祉局が所管しております社会福祉法人大阪社会医療センターの令和6年度経営評価についてご報告させていただきます。

詳細につきましては、自立支援課長代理の中塚のほうから説明をいたしますので、よろしくお願いします。

【福祉局】 福祉局生活福祉部自立支援課長代理の中塚です。

私のほうより、大阪社会医療センターの令和6年度事業経営評価についてご説明させていただきます。

本事業経営評価につきましては、令和2年5月から令和7年3月までの5年間を目標期間とする中期計画について、5年間を総括した評価となっております。

少しおさらいになりますが、本中期計画は、令和5年度の当期活動収支差額で約8,200万円の不足となったことなどから、市評価委員会より令和7年度以降も見据えた現実的な目標を設定することが必要であるとのご意見を受けまして、昨年12月に中期計画の見直しを行っております。

まず、事業経営評価のご説明になります。

まず、中期計画の達成状況については、中央の表、上段に指標Ⅰ、医業収益、下段に指標Ⅱ、病床の利用率にまとめて記載しております。それぞれ、表右側の令和6年度【最終】の列をご説明させていただきますが、指標Ⅰ、医業収益としましては、内訳の一部、療養病床、地域包括ケア病床で実績が目標を上回っているものの、トータルの収益に関しては、最上段記載のとおり、目標値12億2,282万9,000円に対して、実績値12億957万3,000円となっており、目標を下回る結果となっております。

また、指標Ⅱ、病床利用率については、指標Ⅱ－1、一般病床、指標Ⅱ－2、地域包括ケア病床共に目標値を若干下回る結果となっております。

次に、下段の外郭団体の自己評価についてですが、達成状況として、イ、未達成と評価されており、その内容としましては、令和2年12月の新病院開院後、コロナウイルス感染

症の影響により患者の受入れが進まなかったこと、看護補助者等の人員体制が充足できず、療養病床を本格稼働できなかったことにより病院経営に大きな影響が生じたこと、抜本的な改革として、6年10月から地域包括ケア病棟への転換を図ったことが記載されております。また、6年度以降、安定的な医業収益確保に向けた様々な取組、併せて計画的な経費削減を目指してきたことが記載されており、今後も引き続き、病病、病診連携をはじめ、介護事業者等との連携や、がん検診促進事業、様々な広報活動の取組を強化していくと総括されております。

続きまして、2ページ目、一番上の段、専門家の評価として、当該団体の法人理事会幹事である公認会計士の評価が記載されております。内容としましては、コロナ関連の補助金を除いた医業収益が低調であったこと、5年度後半からの経営改善に係る取組が想定どおり進まなかったこと、6年度から地域包括ケア病棟への転換を図ってきたが、医業収益は目標値に届かなかったことから、増患に向けた様々な取組が急務であり、経費削減を着実に実行することに加え、迅速な収益の増加が得られる様々な取組を続け、早期に経営の安定を図る必要があるとされております。

2番目、本市の審査としまして、その審査結果を記載しております。

まず、中期計画の目標達成状況はイ、未達成と評価しております。審査結果内容としましては、先ほどご説明しました当該団体の自己評価及び専門家の評価の記載内容と同様の評価をしており、収支の安定化を目指すとされている当該団体の自己評価として妥当である旨を記載しております。

最後に3段目、市の評価を記載しております。

2段目に記載しているとおり、令和7年度以降は一般病棟及び地域包括ケア病棟の入院診療収益の増加を図り、それを定着させるため、病院や診療所及び訪問看護や介護事業者とのより一層の連携や、がん検診への取組、広報のさらなる促進を行い、医業収益の増収につなげるとともに、経費削減の取組を着実に実行していくことにより早期の収支改善に努め、引き続き、地域に開かれた医療サービスの拠点として、地域ニーズを把握しながら経営の健全化に取り組まれないと評価しております。

事業経営評価についてのご説明は以上になります。

【小林委員長】 ありがとうございました。

それでは、委員の皆様方からご意見、ご質問等があればお願いいたします。

特にございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【小林委員長】 それでは、社会福祉法人大阪社会医療センターの令和6年度経営評価に対する質疑応答については以上で終了いたします。

答申の取りまとめですが、実績の評価としては妥当ということによろしいでしょうか。

【上塚法人担当課長】 ありがとうございます。

【小林委員長】 では、次の案件に移ります前に、これより委員会を非公開としますので、関係者以外の方はご退室をお願いいたします。